

厚生労働省における政策評価の枠組み

政策評価の目的

- 国民に対する行政の説明責任
- 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- 国民的視点に立った成果重視の行政への転換

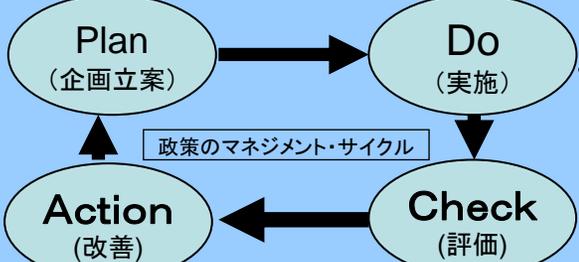
厚生労働省

政策統括官付政策評価官室

- ①政策評価に関する基本計画・実施計画の策定等
 - ・5年度ごとの「基本計画」の策定
 - ・毎年度の「実施計画」の策定
- ②各種評価書等のとりまとめ及び公表
 - ・評価書作成に係る助言・援助
 - ・事業評価書、実績評価書、総合評価書のとりまとめ
- ③政策評価等の方法に関する調査・研究及び開発
 - ・政策評価に関する有識者会議等による知見の活用
 - ・民間シンクタンク等による委託調査・研究等

省内各部署 (大臣官房含)

所管の政策について、自ら評価し
(評価書の作成)、企画・立案に活用



提出
①評価結果
②政策への反映状況

評価方法等に関する
助言及び審査

連携

大臣官房会計課

予算要求時における
政策評価書の活用

- ・予算基本方針の会計課長説明時資料等

客観性担保評価等

評価書の送付

有識者会議

- ・厚生労働行政に係る政策評価手法について等

ワーキンググループ

知見の活用

総務省(行政評価局)

政府全体の評価結果及び政策への反映状況について、とりまとめ、公表。

制度の周知

統一性・総合性確保評価
複数府省にわたる政策評価の実施

客観性担保評価
各府省が行った評価の確認・検証

知見の活用

政策評価・独立行政法人評価委員会

公表

報告

公表

国民

国会

- ・政策評価実施状況
- ・政策評価の予算に係る反映状況
- 等